

PwC Tax Insight (No.21/2016)

BOI 企業の損益通算の方法

Issue 17 November 2016



BOI 企業の損益通算方法に関する
BOI 通知 No. Paw 9/2559 が
発行されました。

長期に亘る係争の末、最高裁判決no. 15345/2558が下され、1つまたは複数のBOI事業から発生した損失は、同一会計年度に他のBOI事業から発生した利益と通算し、その会計年度の課税所得を確定しなければならないとされました。

その後、財務省は、複数のBOI奨励事業を行う企業の内、最高裁判決の定める計算方法に従って法人所得税の申告をしていない企業について、法人所得税の申告・修正期限を罰金や延滞税を課すことなく2016年8月1日まで延長しました。さらに、国家平和秩序維持評議会(NCPO)は命令(書)第45/2559号を官報に掲載し、申告・修正期限を2016年8月15日まで延長し、また、財務省およびBOIに対し議論した上でこの問題を明確化するように求めました。

BOIは歳入局との合意の下、BOI通知No. Paw 9/2559 ('Paw 9')を2016年11月1日に発行し、複数のBOI奨励事業を行う企業の損益通算方法のガイドラインを公表しました。この通知は、複数のBOI奨励事業を行う企業は全てのBOI事業に関して、同一の年度の課税所得・損失を通算する必要があるとしています。

BOIの免税内容や奨励期間はBOI事業ごとに異なりますので、損益通算後の年間合算損益がそれぞれの

BOI事業にどれだけ起因しているのかを特定することは可能ではありません。そこでBOIは、その年間合算損益を各BOI事業に振り分けるルールを設定しました。

年間合算損益が利益となった場合、利益が生じているBOI事業にのみ比例配分されます（ケース1）。配分された利益は各事業に付与された恩典に従って法人税が免除されます。

年間合算損益が損失となった場合、損失が生じているBOI事業にのみ比例配分されます（ケース2）。配分された損失はBOI損失として各事業の税務恩典期間終了後から最大5年間、純利益から控除することができます。

以下は、Paw 9による計算例です。

	利益(損失)			
	事業1	事業2	事業3	年次合算
ケース1	100	40	(50)	90
損益振分	64.29	25.71	-	
ケース2	(90)	60	(20)	(50)
損益振分	(40.90)	-	(9.09)	

BOI事業およびNon-BOI事業の両方を行う企業は1987年2月5日付歳入局通知に従って、損益通算を行います。

BOIよりPaw 9が発行されましたが、未だ歳入局側から明確にされるべき疑問は残されています。

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては下記担当者にご連絡ください。

PricewaterhouseCoopers
(Tel) 0 2344 1000 / (Fax) 0 2286 2666

日本企業部 (Direct Telephone)

魚住 篤志(0 2344 1157/Mobile:08 18220338) atsushi.uozumi@th.pwc.com

武部 純 (0 2344 1209/Mobile:08 48747425) jun.takebe@th.pwc.com

桑木 愛子(0 2344 1186/Mobile:08 18633101) aiko.kuwaki@th.pwc.com

熊崎 裕之(0 2344 1269/Mobile:08 845554601) kumazaki.hiroyuki@th.pwc.com

名賀石 樹 (0 2344 1366/Mobile:09 2249 0014) tatsuki.nakaishi@th.pwc.com

松下駿太郎(0 2344 1466/Mobile:09 82821372) matsushita.shuntaro@th.pwc.com

* このレポートは、タイ国における法令等の改正動向等を弊事務所のお客様向けにお知らせするため発行されたものであり、一般情報の提供を主たる目的としていますので、貴社の個別ケースに対する専門的アドバイスとして、ご利用頂けない場合がございますのであらかじめご了承下さい。また、このレポートの全部又は一部を、弊事務所の許可なく転用することはご遠慮頂くようお願い申し上げます。ご不明の点につきましては、弊事務所(電話番号: (662) 788-0000)までお問い合わせ下さい。